

## 平成26年度第4回熊本県障害者施策推進審議会 議事録

1 日 時 平成27年2月10日（火）14時00分～15時40分

2 場 所 熊本テルサ 3階 たい樹

3 出席者

<委員> 20人中17人出席

(50音順)

相澤委員、相藤委員、石橋委員、岩崎委員、菊池委員、高木委員、高本委員、竹田委員、津田委員、長廣委員、南摩委員、西坂委員、廣田委員、福岡委員、松永委員、三浦委員、宮田委員

< 県 > 松葉健康福祉部長、田中子ども・障がい福祉局長

障がい者支援課 松永課長、井上審議員、新谷審議員、  
邊田課長補佐、篠田課長補佐、牛島課長補佐、  
橋本課長補佐、高三瀦課長補佐、内村課長補佐、  
佐方主幹

(以下の課から担当者が出席)

広報課、交通政策課、健康福祉政策課福祉のまちづくり室、子ども未来課、医療政策課、健康づくり推進課、消費生活課、労働雇用課、産業人材育成課、農林水産政策課、道路保全課、都市計画課景観公園室、建築課、住宅課、特別支援教育課、管理調達課

4 議事概要

(1) 開会あいさつ

(2) 議題

①第5期熊本県障がい者計画（最終案）について

②第4期熊本県障がい福祉計画（案）について

(3) その他

(4) 閉会

## 5 議事内容

### 議題①：第5期熊本県障がい者計画（最終案）について

※資料1、資料1－2により事務局から説明

（石橋会長）

はい、ありがとうございました。委員の皆さんの御意見もかなり忠実に反映しているように感じましたが、何か御意見や御質問がありましたらどうぞおっしゃってください。

はい、どうぞ。

（宮田委員）

熊本県中小企業家同友会の宮田です。私自身、相談支援事業所を昨年の4月からやっておりますので、今回の計画はこれでいいと思うのですが、これを生かしていく過程でのポイントをお伝えしたいと思います。特に相談支援者に対して情報や知識、技能等のスキルアップをやっていくうえで、実は1月末に、そして今度は3月に開かれますけれども、重度心身障がい児の方の支援の研修会、これは県が支援をされていますが、この研修会に出させていただきました。私も知っているつもりというのがあるんですけども、知識は体系的に知るというのが大事だということを改めて強く感じました。とりわけ障がい者、特に重度の方、精神にとっても身体にとっても知的にとっても、重度の方の支援については非常に複雑ですので、やはり体系的に知るといいうことがいかに大切かということについて、この計画の中に文言を入れてくださいと言うのではありませんが、そのことが相談支援の一つの流れになってくるのではないかと感じております。以上です。

（石橋会長）

教員とか職員とか福祉関係者の障がいへの理解というのは、何度も出てきていて、パブリック・コメントでも意見が出ていましたので、計画に盛り込まれてはいますけれども、体系的な理解を含めて研修のあり方を考えるということにしたいと思います。

どうぞ他にありませんか。はい、どうぞ。

（三浦委員）

始まりから最後の段階まで、非常に丁寧に進めていただいて感謝申し上げます。そして、今日もパブリック・コメントでは本当に具体的な御提案がなされていますが、それをきちんと計画に盛り込んでいただいて、すべてではないかもしれませんが、この段階がこの計画のすごく価値あるものではないかなという印象、感想を持ちました。

一点お願いになるのですが、表紙について、もし松本さんの作品が採用されます際には、既にこの方の作品が熊本市の現代美術館にも収蔵されて、画家として認められましたので、表紙の絵の右下に、御本人のお名前と作品名を書いていただくことが、著作権の関係上でも必要なことではないかと思われまますので、もしよろしければ、作品名とお名前と製作年度を、小さくて結構ですので記載していただければと思います。表紙の裏に説明書きがあるので、すけれども、「アール・ブリュット作品」となっているのですが、普通はあまりこのような表記をせずに、今東京などでも、「アール・ブリュット作家 松本寛庸さん」と表記

されています。「～の作品」というと、アール・ブリュット作品の定義付けがさらに難しくなっていくので、修正をお願いできればと思いました。

非常に夢のある作品を県の方でお選びいただいて、私どもは、芸術活動支援を行っている団体ですけれども、関係していただいている方もたくさんいらっしゃいますので、心から感謝を申し上げます。

(石橋会長)

それでは、表記の仕方については、県の方で検討されてください。  
他にどうぞ。

(竹田委員)

一つよろしいですか。

(石橋会長)

はいどうぞ。

(竹田委員)

身障連の竹田です。前回は申し上げたのですが、「障がい者」という表記なんですけれども、せっかく「障がいのある人」という表記を使われているにもかかわらず、まだ「障がい者」という表記が見られます。表記の定義があるのであれば、それに則った表記だと思います。しかし、見る限りでは、「障がいのある人」としてもいいのではないかなという箇所がいくつか見受けられるのですが、例えば、21ページにあります「グループホームの整備」というところで「障がい者」という表記があります。これは「障がいのある人」と直してもいいのではと思いますので、もし表記の定義があれば、「障がいのある人」と直さなかったという理由があれば、教えていただけますか。

(事務局)

11月の第3回の審議会でも竹田委員から御意見をいただきまして、事務局でしっかり見直したところでございます。そこでの決め事を少しお話しさせていただきたいと思いません。

20ページから分野別施策が始まるのですけれども、こちらの本文については、「障がい者」あるいは「障がい児」という形で統一をさせていただいているところでございます。その上に書いている施策の方向性ですとか、本文の中でもコラムについては、「障がいのある人」という形で統一をさせていただいたところでございます。基本的には、第1章から第3章までの前書きの部分、それから、第4章の分野別施策を除いたその後の部分、資料編の部分などは、「障がいのある人」という形で統一をさせていただいたところでございます。全部「障がいのある人」という形で統一をしたいと思っていたのですが、分野別施策の本文を書く時に、様々な障がい者施策ですとか法律名が出てくる関係で、ごっちゃになって、読みにくい箇所がございましたので、そこだけは区別させていただいて、最低限のことはさせていただいたというふうに考えております。

(石橋会長)

いかがですか。

(竹田委員)

読み替えできるところは読み替えた方がいいのではないかという気がしました。今申し上げたように「障がいのある人が」と表記できるのに、わざわざここはそのままという気がするんですね。ですので、そのこのところをもう一回見直されてはどうかという気がします。今のお話でいきますと、統一されている内容でいくと、ほとんど本文の中は「障がい者」になってしまいますよね。ですから、そうであれば逆に「障がい者」というのを取ってしまうと、それはそれで話が違うと思うんです。「害」という漢字を平仮名に変えたというイメージがあるので、こういうふうに統一するのであれば徹底して変える必要があるのかなという気がしました。今回は計画ですので、県の姿勢として、これ以上は直さないという姿勢であれば、何か少し違うのではという気がしましたので、発言させていただきました。できれば再度、もう一回見ていただきたいという気がします。以上です。

(石橋会長)

はい、法律の名前とかサービス給付の内容に関わる時には「障がい者」という言葉を使わざるを得なかったということです。それ以外にも「障がいのある人」という表記に見直せる箇所があるのではということです。もう一回検討されてください。法律や給付名については仕方がないということですが。

(竹田委員)

それはもう仕方がないです。

(石橋会長)

「障がいのある人」と言ってもいいのではないかという箇所があれば、そういう形にした方がいいのではないかという話です。

(事務局)

はい、再度検討させていただきたいとは思いますが、事務局でも11月から今の御意見についてはいろいろと考えてきたところでございます。分野別施策では大項目があって、中項目があって、本文とそことの関係をどうするかですとか、いろいろと調整をしながらいろいろと考えさせていただいたところでして、本日御意見をいただきましたので、もう一回見直しをさせていただきますけれども、できるだけ見直したところではございますので、そのことについては御理解いただきたいと思っております。

(石橋会長)

では、他にどうぞ。

はい、どうぞ。

(岩崎委員)

熊本県障害児・者親の会連合会の岩崎です。このたびの第5期の熊本県障がい者計画の

中に、重症心身障がい児者のことについていろいろ盛り込んでいただきましたことを大変嬉しく思っております。特に、医療的ケアが必要である重症心身障がい児者のことについても、家族への支援などにつきまして多く入れていただいたことを大変有難く思っておりますので、今後計画を実現化していただきたいと思いますということがあります。特に今、医療的ケアを必要とする障がい児者の短期入所の受け皿というところ、医療機関での受け入れ拡充というところで、県には本当に御尽力いただきまして、熊本南病院等の受入れが始まっております。大変このことを嬉しく思っております。今後とも、県北の方でも必要な所がございますので、ぜひ今後も継続して取り組んでいただければよいお願いしたいと思っております。今回は大変嬉しく思っております。ありがとうございました。

(石橋会長)

他にございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

(廣田委員)

県社協の廣田でございます。今回このプランを見せていただいて、非常によく分かりやすく、見やすくなっているという感じがしております。その中で、2、3点気づいたことを申し上げたいと思います。

写真がいっぱい入っておりますが、48ページのところの写真の中でぼかしが入っているものがありますね。これは当然御本人の承諾がいたるのですが、ぼかしが入っていると、非常に後ろ向きな印象がありますが、ここは前向きに、明るい将来を展望する話のところですので、ぼかしのない写真を入れられるようにするといいいのではないかと思います。

それと、パブリック・コメントでも意見があった、災害時の避難所の話なんです、50ページの中にいろいろと入れていただいたのはいいことなのですが、東日本大震災や福島原発の話の中でも、障がい者や高齢者の方が2、3日で家に戻れず、2、3か月の避難所生活になった時に、やはり障がい者や高齢者が最初に犠牲になるというか、悲惨な目に遭うということが災害弱者とかいう福島原発の報道であったんですが、その中でもやはり、一般の人も一緒に暮らす避難所では、1日や2日でしたら何とか生活できると思うんですけども、長期間になったら、やはり福祉避難所というか、そういったきちんとした設備がある所でないといけないのかなという印象がございます。それで、その中で気になるのが、「市町村へ働きかけます」と計画に記載されているんですけども、ぜひ「県と市町村と一緒に頑張って」といった表現をされて、例えば老人福祉施設あたりとの避難所の協定はほとんどの市町村で結んでいると思うのですが、地震などの災害に強い施設ときちんと協定をされて避難所が確保できるように、一緒に市町村と頑張りますという姿勢が必要かなという感じがいたしました。何か、市町村へ働きかけます、情報を伝達します、というだけでは、県の姿勢として少し弱いのではないかなという感じがいたしましたので、要望を申し上げます。

それと、もう一つ、日常生活自立支援事業とか成年後見制度の利用促進という項目が60ページにございまして、補足説明を入れていただいたんですけども、一般の方が見てどこに行ったらどのようなサービスがあるというところまでは、なかなか分かりにくいと思うんですね。ですから、この補足説明をもう少し丁寧に、例えば担当とかまで分かるように入れていただいた方がいいのかなという感じがいたしました。

(石橋会長)

検討をされてください。確かにそうかもしれないですね。どこが担当しています、どこに相談してくださいというのがあったら便利かなという気はします。

災害弱者としての障がい者への支援が今まで手薄だったから、今回初めて取り上げて、本格的にやろうとしているわけです。まだまだ不十分ですので、この問題については、引き続き検討をお願いしたいと思います。

今のお話について、何か県から説明があればどうぞ。

(事務局)

御意見を3点いただきましたが、まず一つ目の、48ページの写真のぼかしについては、実は本日はこのように御提示させていただいておりますけれども、事務局も同じような気持ちでございましたので、これについては、写真をいただいた所と話し合いをしながら差し換えをしたいと思っております。

あと、災害の関係につきましては、姿勢の面というお話をいただきましてありがとうございます。県としましても、市町村と同じ姿勢で取り組む所存でございます。書きぶりについてはもう一度担当課と話し合いをしながら、廣田委員ともお話をしながら、最終的にまとめたいと思っております。

それから、成年後見制度などについて、どこに行ったらいいのか分からないというお話がございました。我々も成年後見制度などでは研修会などもやらせていただいているところでございます。基本計画としては、このへんの書きぶりにならざるを得ない部分もございますけれども、パンフレットなども作りながら、研修会などでいろんな方へ制度を説明したいと考えているところでございます。よろしくお願ひいたします。

(石橋会長)

はい、どうぞ。

(三浦委員)

私も、48ページの「盲ろう者通訳・介助員養成研修」の写真については、非常に貴重な写真だと思えました。あまり知られていないのですが、そこに、文中でもいいのですが、これは「指点字」と言いますので、「指点字」という言葉を入れるとか、そのことを説明していただくと、何をやっているのかが分かるのではないかと思います。それで、もしこの写真掲載について承諾が得られない場合には、指の部分のアップでもいいのでは、それで情報が伝えられるのではないかと思います。

(石橋会長)

他にございませんでしょうか。

(竹田委員)

一つだけすみません。

(石橋会長)

はいどうぞ。

(竹田委員)

生活環境のところ、55ページからのところですが、「旅客施設・公共交通機関」ということが載っているんですけども、非常に文章が少なく、本来であれば、ここに注目したいというのがあるんですね。後ろの方に数値目標が出てきますけれども、関連性がここからは分かりにくいんですね。もう少し文章の中に何をするのかということを書いてほしいなという思いがあります。住宅についてはいろいろと書いてあるところですけども、その後の道路や都市公園、旅客施設・公共交通機関に関しては、もう少し記述を増やしていただければという気がします。せっかくスペースがあるので、もう少し書いていただけるかなという気がします。

(石橋会長)

事務局よろしいですか。もし「旅客施設・公共交通機関」でもう少し書くことがあれば、打ち出すものがあれば、書いてはどうかということです。

(事務局)

こちらの意見につきましても、以前竹田委員から伺っておりました、関係課と調整したところです。ハード面については、なかなか県としてできることに限りがあるということで、県として責任を持ってやれることを中心に書かせていただいたような状況でございます。今日も御意見いただいたところですので、最終的にどこまで書けるかということについては現時点では申し上げられませんが、今一度担当課と調整をさせていただきたいと思っております。

(石橋会長)

はい、他にございませんでしょうか。

はい、相藤委員。

(相藤委員)

今のところで、文中には書けないですが、「旅客施設・公共交通機関」のところに低床電車の写真を入れてみてはどうかと思います。

(竹田委員)

そういうことです。

(相藤委員)

超低床電車は、熊本では全国に先駆けて取り入れられたというところでもありますので、入れていいのではないかと思います。

(石橋会長)

他にありませんか。細かな点ではまだ御意見があるかと思いますが、随分長い間議論をして参りましたので、これを原案として御承認をいただくということについて、ここで諮らせていただきたいと思います。本日御意見いただきました細かな表現の仕方、説明の仕方については、私と事務局で検討して判断するというところでよろしいでしょうか。その他

については御承認いただけますでしょうか。

(※満場一致で承認。)

(石橋会長)

どうもありがとうございました。それでは、2つ目の議題に移らせていただきます。「障がい福祉計画」について、事務局から御説明をお願いします。



議題②：第4期熊本県障がい福祉計画（案）について

※資料2、資料2-2により事務局から説明

（石橋会長）

「障がい福祉計画」について御説明いただきました。こちらには具体的なサービスの内容と数量が入っておりますので、いろいろ御意見があるかと思いますが、この審議会以外のところでも議論されております。ここでの御意見については、対応できるところはしますので、おっしゃっていただければと思います。

今回、「障がい者計画」と「障がい福祉計画」は、計画期間を一致させたんですね。それは今回からですか。

（事務局）

会長が今おっしゃったように、今御説明した「障がい福祉計画」は3年間ということで、これは全国一律の期間となっております。一方の「障がい者プラン」は6年間ということにしております。これは、3年後に中間見直しということで、2つの計画の見直しの時期を一致させるようにしております。

（石橋会長）

それは、そうした方が、「障がい者プラン」は総論で、「障がい福祉計画」は各論で、具体的なサービスの量ですとかが一致していないと良くないですからね。

どうぞ他にありませんか。はい、どうぞ。

（廣田委員）

県社協の廣田でございます。障がいのある方へのアンケート調査でも、知的障がいの方、精神障がいの方について、地域移行について非常に高い割合で希望をされているということで、実際そういうふうになればいいなと思うのですけれども、一つ確認をさせていただきたいのが、例えば資料2-2の9ページのところで、施設入所者の10パーセントの298人が地域生活へ移行というように書かれていますが、例えば、精神障がいの方であったら、地域に受け入れの場があれば地域移行が可能であるとか、本人の希望とか、家族等の受け入れ態勢ですとか、そういったことを積んだうえでこの10パーセントという数字を出されているのかどうか、あるいは、例えば、精神障がいの方などが長期入院の場合は、医療費が嵩むということで退院をさせられるということがありますので、グループホームといった受け皿や、生活を指導してくれる人の確保といった支援ですとか、そういったバックデータを持ったうえでこの数字は大丈夫というものなのではないでしょうか。そのところを確認させていただければと思います。

（石橋会長）

事務局お願いします。

（事務局）

はい。地域生活への移行者数については入所施設からの移行者数ということで、もう一

つの項目の精神障がい者については病院からの移行者数ということで、当然医師の同意というのが前提であることと思います。施設入所者につきましては、家族の同意等があったことと認識しております。この数字について達成できるのかという趣旨の御意見であったと思いますが、各年度の数字についてはこのぐらいは達成できるであろうという見込み、また、グループホームの整備についても優先的にやっつけていこうということもございまして、この数字を掲げているところでございます。

(石橋会長)

はい、どうぞ。

(相澤委員)

他でも質問があったかと思うのですが、資料2の69ページの「地域移行支援」の過年度の実績を見ると、見込みと実績が乖離しています。3桁の見込みで一桁の実績になっています。同じような見込みで今後実績を達成できるという見通しや、これまでとは違うものが何かあるのかどうか、教えていただければと思います。

(事務局)

今御指摘のありました「地域移行支援」や「地域定着支援」について、実績と今後の見込みに乖離があるというお話ですけれども、今のところ確かに相談件数が上がっていないという状況にあります。ただ、これは市町村の数値の積み上げの数値になっておりまして、各市町村から念のため1人とか2人という数値が上がっておりまして、それを全市町村分積み上げるとやはりどうしても50とか60といった数値になってしまいますので、結果的には乖離が生じるということになっています。ただ、今後の見込みとしましては、例えば刑務所を出所された方の「地域定着支援」ですとか、27年度以降に取り組んで参る予定の精神科病院を退院される方に対する地域定着のための支援ですとか、そういった部分については関係機関の取組みが強化されますので、これまでよりは実績が増えていくものと考えております。

(相澤委員)

今まで見込みと実績の乖離があるのは、実際にこれだけやろうとして出来ていないということは、こう言うと身も蓋もないのですが、仕組みそのものが最初からうまくいかないようになっているのではないかという疑問があります。だからその辺を少し検討していただいて、やり方を何か改良しないと、国のモデルはあってもそれではどうも上手くいかないということがはっきりしているのではないかと思います。ぜひその辺を検討していただければと思います。

(廣田委員)

資料2-2の9ページのところは、25年度末の実績が298人となっておりますが、これとは違うように思います。

(事務局)

9ページの1つ目の項目は、施設入所者数から割り出す地域移行の数値でございまして、

相澤委員から御指摘のあった資料2の69ページの計画相談支援の中の一つの「地域移行支援」と「地域定着支援」の数値とは違うものでございます。

(石橋会長)

皆さん共通の認識として、地域に何人移行させるか、何パーセント移行させるかよりも、地域で生活できるような条件が整っているかどうかということについて、国がきちんとやらないといけないことですが、それをなしに無理して地域移行と言っても、決して本人のため、家族のためにはならないと思いますので、受け皿ですとか条件整備を十分やったうえでという御意見だったと思います。これはグループホームですとか、あるいは地域包括ケアシステムですとかがきちんとしていけばいいのですけれども、それがないままこれを進めると問題ではないかという御指摘だと思います。これは次の計画の時にも出てくる議論だと思います。

はい、どうぞ。

(宮田委員)

今の問題に関しまして、私はグループホームをやっておりますし、家族会の会長でもありますので、現場と家族の状況から申し上げますと、国の施策提案にぜひ上げていただきたい3つのポイントがあります。

一つは、場所、私が人生を送る場所はここがいいのだという、アイデンティティとか自己認識がきちんできるといえるような場所であるということ、グループホームである程度提供できないと上手くいきません。私は「居場所性」という表現でその問題をこれまで捉えてきましたし、間違いないと思っていますけれども、そういった観点からの掘り下げを厚生労働省でしていただけていません。この「居場所性」については、今年厚生労働省が研究をされたんですけれども、次年度の政策として挙げられなかった、そういう経緯があります。

それから二つ目が、「当事者性」です。自分自身が決めたということがないと、特に精神、発達障がいの方にとっては、なかなかグループホームや地域での生活には定着しません。それをどうやって持って行くかということについては、半分は気持ちの問題ということもあつたりするものですから、我々のような相談支援事業者がその方をフォローすべきで、チームで支えていけるかという体制づくりに半分はかかっているのですけれども、当事者の気持ちをどう生かしていくのかということについて、なかなか気持ちは聞けませんけれども、その辺を政策の中で重要視していく必要があるのだと思います。

もう一つは、「家族システム」です。これまでの政策は、当事者に対する属人的な施策だったと思います。ところが、当事者は家族と共に生きています。友人まで含めたら、周りのコミュニティと一緒に生きているんです。そのことを意識した構造をグループホームに取り入れないとなかなか成功しない。例えば、今私が抱えているのは、一つの事例ですが、お母さんが精神障がい、おばあさんも精神障がい、子どもたちも不登校やLDなど発達障がいという事例なんです、障がいは生活の中で連鎖するんです。成育歴を含めた家族全体を捉えるという仕組みは、残念ながら今の制度ではありませんので、それが将来日本の福祉の中でどのように定着していくかということについては検討が必要ではないかと思います。

私はこの3つの課題が未だ手つかずで残してあることが最大の原因ではないかと思って

おります。要するに、今のような観点を厚生労働省に上げてくださいということです。

(石橋会長)

今度部長が厚生労働省に行かれる際に、こういう意見が出たとおっしゃってくださいね。他にありませんでしょうか。

はい、どうぞ。

(高木委員)

「障がい福祉計画」、それから先ほどの「障がい者計画」など、計画を作る時には、いろいろなことを勘案しながら、精査しながらというのは、非常に難しいと思うんですね。ただ、計画を作るからには、6年後あるいは3年後、数値目標あるいは成果目標を見た時に、実績と目標の数値にギャップがあり過ぎると、その時に落胆をしたり、何でこのような数値になったのかということが問題になると思います。ただ県としても、厚生労働省の制度改革とか、取組みが変わってきたりということで、精査したとしても、成果をきちんと把握してそれを目標として出すことは非常に難しいのではないかという感じがしますが、計画ですから、皆がきちんとこういうことでこういう数字が出たのだということを納得できる数値を挙げるためには、やはりきちんと精査をしなければなりませんし、成果が見える計画を作らなければならないと思います。目標が高くて、目標を達成できれば、非常に見栄えはいいんですけれども、目標が高すぎて、後で落胆をしたり、何でこんな目標なんだというようにならないように、その辺は県の方でしっかりと、精査に精査を重ねていただきたいと思います。以上です。

(石橋会長)

はい、ありがとうございました。

他にございませんか。はい、どうぞ。

(西坂委員)

せっかくの会議ですので、一言よろしいでしょうか。

先ほどの「障がい者プラン」については、本当に小さな意見まで盛り込んでいただいてありがとうございます。「障がい福祉計画」の施設入所者の地域生活への移行については、これまでいくつか御意見があったのですが、私どもの施設協会も、**入所施設を本体とする法人が多く**、そこで地域移行への支援を展開しているわけですが、「障がい者プラン」の方も「障がい福祉計画」の方も、**当事者にとっての必要な数値目標が掲げられ**、地域生活移行に関しても全く異論のあるところではないのですが、実際にそこを支える人の確保というのが、私の見渡す限りの現場ではかなり**厳しい状況です**。グループホームを増やしていくことは**地域生活移行への一番の早道だ**と思うのですが、実際に私どもの地域では、入所型の施設で働く人の確保もなかなか難しい状況にあって、**さらに**グループホームという生活の場所で働く人の時間とか条件とかがかなり限られている状況で、その世話人の数も質も確保するのが正直大変難しいです。作るのは簡単、というと語弊がありますが、箱を作ることはできるのですが、そこで生活する方の障がい特性を本当に理解して、きめ細やかな支援を行うだけの人材育成ができるかということに非常に危惧があって、個人的には増やしていけないという**状況**があります。働く人の数と質

の確保ができるのであれば、もっと目標数値に近づいた展開ができるのではないかと思います。今一番悩んでいるのは、支援者の確保というところが大きいと思います。先日、施設協会の施設長会議でも、研修のテーマが、まずは、人材確保ができていますか、質の確保ができていますかということでした、ここ最近はそのことをテーマにした研修が絶えないというような状況ですので、支援者の育成、確保というところも、県の方で後押しをしていただけるような仕組みをつくっていただけると、とても有難いと思います。

(石橋会長)

人材の確保は、最近介護保険の方が注目されて、介護保険の方は皆さん新聞記事で御覧になっているかと思いますが、確か職員の報酬を1万2千円上げるということでしたが、障がい者の施設も人手が足りないのは同じなので、その点を十分考えてくださいということです。

他にどうぞ。はい、どうぞ。

(三浦委員)

福祉人材の処遇改善については、介護保険と同様に行われるということなんですけれども、介護報酬の2.27パーセントマイナスに並ばずに、障がいは何とかプラスマイナスゼロという来年度からの報酬改定に落ち着いて、ようやく中身が決まりつつあるところです。いずれにしても厳しいことが間違いない状況の中で、非常に重要な事業で、このように計画に盛り込んでいただき、私たちも取り組みたいと考えている事業が、資料2-2の9ページの「地域生活支援拠点等の整備」です。計画では熊本県は3か年で県内11か所を整備することを基本にとされていますが、このモデル事業が国の概算要求の時には4.7億円、各県に1か所ずつという目玉の事業として挙がっていたのが、最終的には3千万に落ちました。落ち方としては一番大きなものでしたので、他の既存の事業の報酬をどうにか若干の減で収めるために、新規の事業に厳しいしわ寄せが来たなということを実感しました。それで、財源の確保、国の予算が非常に限られているということがこの3年間で想定されますので、財源を確保していくことと計画を連動させていただきたいと思います。

それから市町村の計画については、相藤先生と一緒に関わっているところではあるのですが、市町村ではとにかく支給の抑制がかかってきます。そうであれば、先ほど相澤先生がおっしゃった、資料2の69ページの「計画相談支援」はどこでも必死にやっているところですが、例えば「地域定着支援」というものがあって、今地域でぎりぎりで生活している方々を支えるための「地域定着支援」を請求できるんですよということを直に厚労省の課長から私たちは聞いたんですね。ですが、実態としては、市町村では施設から地域に移行した人しか「地域定着支援」を請求できないというような解釈になっているんです。ですから、国が言われていることと市町村の解釈は非常に違っています。今現在サービス事業所が国全体でどのくらいあるのか、熊本県全体ではどのくらいあるのかということも並べてみたんですけども、熊本県には人口も障がい者の数も少ない市町村があるので、例えば、重心の方々が望んでおられる医療型児童発達支援、県内に1か所しかないものを県全体に広げるのは非常に難しく、各地に点在させて事業所として成り立つかという問題がありますが、各地に重心の方が一人二人ずついらっしゃる、それを私たちのような福祉施設でも受け入れているのが日中一時支援なんですね。その日中一時支援では、一日の単価が5千円くらいであるという実態があります。日中一時支援については、「障が

い者プラン」では「市町村を支援します」と書かれているんですね。支援という言葉は、おそらく財政支援をしてくださると市町村は思われるのではないかと思います。ですから、障がいの重い方を既存の日中一時支援で受け入れた時に、それなりの対価が得られるような仕組みをつくっていただきますと、熊本県内の隅々まで、人口の少ない所までサービスが行き渡るのではないかと思います。事業所を起こしても事業としては成り立たないという所もあるので、既存の事業に予算を少しつけていただくような形で、重い障がいのある方も支えられるような仕組みについて、サービス提案にはなるんですけども、非常に現実的な課題として提案したいと思います。

(石橋会長)

事務局から何かありますか。

(事務局)

今いただきました意見に関して、全体的な話として、「障がい者プラン」と「障がい福祉計画」については、県の財政課にも協議して、計画をオール県庁で認めたいうえで出していくということにしております。必要な予算については我々も要求して確保していきたいと考えているところでございます。

また、日中一時支援のお話もございましたが、市町村に国の予算がきちんと行き届いていないといったことがあっています。そのことにつきましては、全国の部長会、課長会といった活動組織がございまして、全国でも同じような状況でありますので、そういったところで厚労省に対してもきちんと要求、要望して参りたいということでございます。

(石橋会長)

はい、他にありませんでしょうか。

はい、どうぞ。

(岩崎委員)

資料2の41ページの「障害児入所支援」のところなのですが、利用者数見込みのところ、3年間で各年度すべて一緒ということになっていて、全然増えていないというようになっていますけれども、私ども重症心身障がい児のための医療型児童入所支援ということではないかと思うのですが、どうしても入所でないといけないという人もおられます。そういった中で、このように全然増える見込みがありませんという形で、3年間同じ数字が並んでいると、ちょっと困るのではないかという気がいたします。その辺のところについてお尋ねしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(事務局)

入所支援の件でございますが、先ほど御説明申し上げましたように、今回の「障がい福祉計画」につきましては、各市町村にヒアリングをさせていただいております。ただ、この入所施設につきましては、県内の入所可能施設の定員数を挙げているところです。先ほどお話がありましたように、入所施設が他にもできるということになれば、見込み数も増えるということになりますが、現状では入所施設定員数を提示させていただいております。ただ、市町村の方で、うちには特にそういった要望がありませんというお話も時々出てき

たのですが、昨年度実施いたしました重症心身障がい児者生活調査では、必要なお子さんがこれだけいらっしゃるよということをお示しながら、再度市町村に確認をいただくといった場面もありました。数字については、今御説明したとおりでございます。

（岩崎委員）

そうしましたら、例えば増床という入所施設もあるように聞いておりますが、その辺のところはいかがでしょうか。

（事務局）

そういったお話はいくつか承知していますが、この計画のこの数値に完全に落とし込めるまで熟度が上がっているというところまでには至っていないという認識でございます。

（石橋会長）

最初に言ったと思いますが、関係者の方は「障がい福祉計画」に関心を持たれておりますので、福祉計画を議論するところの自立支援協議会とこの審議会が連絡を取れるような形をつくるとか、こちらの委員の何人かが自立支援協議会に入るとか、そういうことを次回から少し検討されてください。福祉計画について新たにここで議論をすると、なかなか終わりませんのでね。この「障がい者プラン」と「障がい福祉計画」との連携が取れるようなやり方について考えていただけると有難いと思います。

他に何かございますか。

大体予定の時刻なのですが、事務局からスケジュールについて御説明いただけますか。

## その他

(事務局)

本日はいろいろと御意見をいただきまして、こちらの方で検討させていただくとしたものもございましたので、それにつきましては、御発言いただいた委員と個別に連絡を取りながら、最後は会長にお話をさせていただいて、最終案を決めていきたいと思っております。事務的には、最後に知事決裁という形を取ります。それまでに、委員と個別に調整を図らせていただきながら、最終的には会長に御相談させていただき、3月末までには知事決裁のうえ計画を確定させたいと考えております。

(石橋会長)

この「障がい者計画」は議会にも上がるのですか。

(事務局)

もうすぐ2月議会がございますので、そちらの常任委員会で報告をさせていただきたいと思っております。

(石橋会長)

スケジュール、それから全体的なことについて、何かございませんでしょうか。

「障がい者計画」の方は、総論ということで中身が抽象的で、皆さんは議論しにくかったと思います。それにも関わらず、活発な御議論をいただき、感謝申し上げます。分科会を含めると、かれこれ10回程度会議に出席された方がいるのではないかと思います。人使いが荒い審議会だと思われたのではないかと思います。今回は、国の制度も変わってきましたので、新しいプランを長い時間をかけて検討していただきました。皆様の御協力に感謝申し上げます。

また3年後に見直しがありますけれども、国の方から障害者差別解消法の中身について、職員の対応の仕方などについての基準みたいなものが出てくると思いますので、3年後には少し違った議論をしていただくことになるかとも思いますが、引き続き御協力をお願いしたいと思います。

長い間御協力を本当にありがとうございました。

それでは、事務局からまとめをお願いします。

(松葉部長)

「障がい者計画」の策定にあたりましては、会議の冒頭でも申し上げましたが、委員の皆様には大変御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。お陰で、年度内の計画策定の道筋ができたというふうに思います。心から御礼申し上げます。今日いくつか宿題をいただいておりますので、そちらについては事務局で対応を検討いたしまして、石橋会長に御相談しながら、成案としたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、計画につきましては、来年度から着実に実施できますように取り組んでいきたいと思っておりますが、既に取り組めるものについては、来年度の予算の中で提案をして、大方大丈夫ということになっております。後は議会の承認が必要になりますので、高木委



員長にはよろしく願いさせていただきます。

以上でございます。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

(事務局)

長時間にわたって御議論いただき、また貴重な御意見を多数賜りまして本当にありがとうございました。以上を持ちまして、平成26年度第4回熊本県障害者施策推進審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。